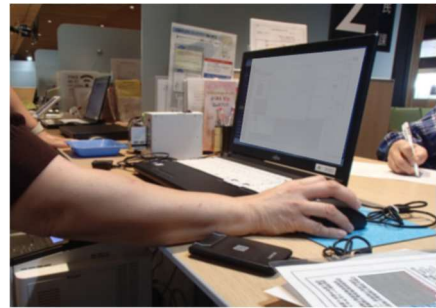


「書かない窓口システム」(申請書自動発行機)を導入しました

窓口での「書く」負担を減らします

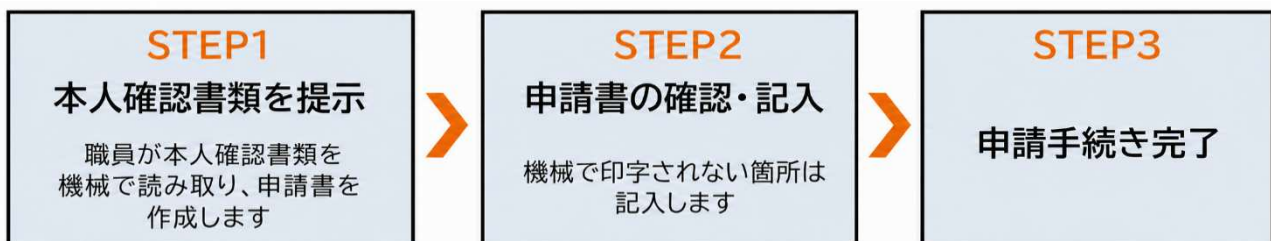
マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を機械で読み取り、氏名や住所などを自動で申請書に印字します。本庁舎・松井田庁舎の一部の窓口で導入し、手続きがよりスムーズになりました。



▲書かない窓口システム (左：本庁舎 右：松井田庁舎)

▲利用の様子

◎窓口での流れ



1. 設置窓口 市民課(本庁舎)、住民福祉課市民係(松井田庁舎)の一部
2. 対象手続 マイナンバーカード/住民異動/住民票/戸籍/印鑑登録 に関する手続き
3. 利用できる本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書

【問い合わせ】

企画政策部 政策・デジタル推進課 政策・デジタル推進係
TEL027-382-1111(内線 1035)